

令和6年3月28日

各位

ひたちなか市総務部契約検査課長

一般競争入札の公告における入札参加資格要件にかかる手持工事件数の算定時期の取扱いについて

日頃より、公共事業等の推進につきまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

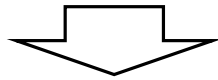
さて、本市では、一般競争入札の公告において入札参加資格要件として手持工事の件数による制限を行う場合、「公告日時点での手持工事件数」により参加資格の判断を行っていましたが、令和6年4月1日以降に公告を行う案件からは、「入札参加申請受付最終日から開札時点までの手持工事件数」により参加資格の判定を行います。

記

○入札参加資格要件の取扱い変更の内容

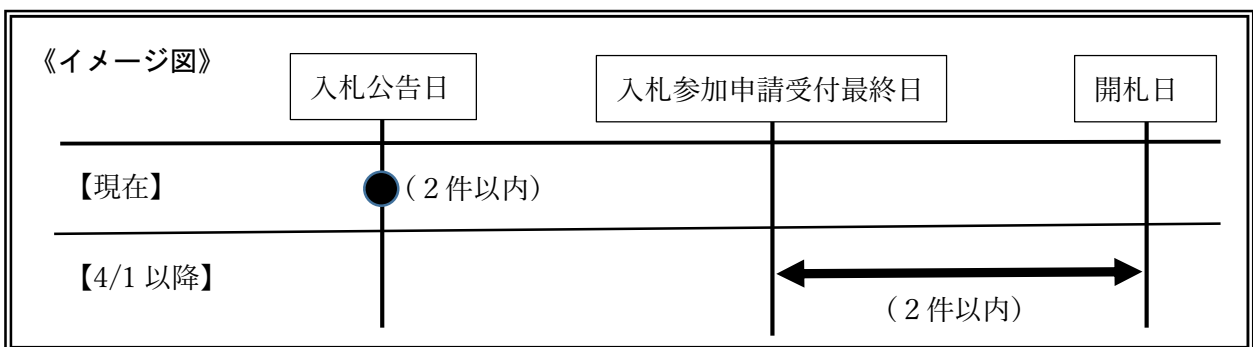
【現在の入札参加資格要件】

公告日時点での手持工事件数が2件以内であること



【令和6年4月1日以降の取扱い】

入札参加申請受付最終日から開札時点までの期間の手持工事件数が2件以内であること



○取扱い変更後の公告文の記載内容

手持工事（本市が一般競争入札を実施して発注した建設工事のうち、請負契約を締結したものであって完了検査に合格していないもの及び落札したもの（落札候補者（予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。以下同じ。）となっているものを含む。）であって請負契約の締結に至っていないものをいう。）の件数が、参加しようとする一般競争入札の入札参加申請受付最終日から当該一般競争入札の開札時点までの間において2件以内であること。